

# 高等学校における遠隔教育の在り方について (報告)

高等学校における遠隔教育の在り方に関する検討会議  
平成26年12月8日

## 目次

はじめに .....	3
第1章 検討の背景 .....	4
1. 高等学校教育を取り巻く状況の変化 .....	4
2. 現行制度 .....	4
3. 遠隔教育に関する各種提言 .....	5
4. これまでの取組 .....	5
(1) 高等学校における取組 .....	5
(2) 大学等における取組 .....	6
第2章 高等学校における遠隔教育の今後の在り方 .....	8
1. 改革の方向性 .....	8
2. 遠隔教育の導入の目的・意義 .....	8
(1) 離島・過疎地等の生徒に対する教育機会の確保 .....	8
(2) 多様かつ高度な教育に触れる機会の提供 .....	9
(3) 不登校や療養中など特別な支援が必要な生徒に対する個別学習ニーズへの対応 .....	9
3. 遠隔教育の定義・分類 .....	9
(1) 同時双方向型（双方向（同期型）、別空間） .....	9
(2) オンデマンド型（一方向（非同期型）、別空間） .....	9
4. 具体的な要件 .....	10
(1) 授業形態 .....	10
(2) 教育課程 .....	10
(3) 教職員 .....	11
(4) 教科書・教材 .....	11
(5) 学習評価 .....	11
5. 導入にあたっての留意点 .....	12
(1) 共通事項 .....	12
(2) 同時双方向型の条件・留意点 .....	13
(3) オンデマンド型の条件・留意点 .....	13
第3章 推進方策 .....	13
おわりに .....	14
参考資料1 高等学校における遠隔教育の在り方について（報告） 概要 .....	16
参考資料2 これまでの審議の経過 .....	18
参考資料3 高等学校における遠隔教育の在り方に関する検討会議について .....	19

## はじめに

通学型の高等学校である全日制課程及び定時制課程における遠隔教育については、通学による教育が前提となっており、担当教諭の立ち会いの下で行う場合や教育課程の特例措置を活用する場合を除き、原則として認められていない。

一方、少子化や過疎化が進行し、ICT技術が発展していく中で、今後の高等学校における遠隔教育の在り方を検討する必要性について、これまで各種提言が示されてきた。具体的には、政府のIT総合戦略本部が決定した「IT利活用の裾野拡大のための規制制度改革の集中アクションプラン」(平成25年12月高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部決定)において、高等学校における遠隔授業の正規授業化に向けて検討を進めることとされたほか、「中央教育審議会初等中等教育分科会高等学校教育部会 審議まとめ」(平成26年6月)や、「ICTを活用した教育の推進に関する懇談会 報告書(中間まとめ)」(平成26年8月)においても、その検討の必要性について記載されているところである。

本検討会議は、このような背景の下、平成26年7月より5カ月の間、高等学校や大学、高等専門学校における先進的な取組についてヒアリング等も行いつつ、遠隔教育の有効性や課題、対応策について検討を行ってきた。

本提言においては、高等学校における遠隔教育の導入について、離島や過疎地における教育機会の確保という視点だけでなく、多様かつ高度な教育機会の提供や、特別な支援が必要な生徒に対する個別の学習ニーズへの対応を目指し、その具体的な方策を提示している。

本提言で示した改革案の実現にあたっては、都道府県、市町村、学校法人等の設置者はもちろんのこと、高等学校現場の教職員一人ひとりの理解なしには進まない。

この改革によって、未来の我が国を支える若者一人ひとりが、より多様かつ高度な教育を受ける機会を得ることで、それぞれの能力・個性をより一層開花させ人生を豊かにするとともに、社会に参画・貢献していくことを切に望む。

## 第1章 検討の背景

### 1. 高等学校教育を取り巻く状況の変化

- 高等学校等への進学率は、戦後一貫して上昇してきた。しかしながら、近年は少子高齢化に伴い、高等学校に通う生徒数や、一校当たりの生徒数が減少しており、今後も更なる減少が見込まれる<sup>1</sup>。このため、特に、離島や過疎地などにおいて、各教科・科目等の専門知識を有する教員を十分に確保できない事例も生じているところであり、その教育機会の確保を図ることは喫緊の課題となっている。
- また、高等学校の進学率上昇に伴い、生徒の能力、適性、興味・関心、進路希望等が多様化している。これまでも、少子化の進展に伴う高等学校の再編への対応の中で、単位制、総合学科等の制度も活用しつつ、各学校の特色ある取組が進められてきた。さらに、意欲と能力のある生徒に対してハイレベルな学習機会や切磋琢磨する場を提供する観点から、大学等の学校外単位認定制度の活用や、スーパーサイエンスハイスクール、スーパーグローバルハイスクール、スーパープロフェッショナルハイスクール等の先進的な教育の推進が図られてきた。今後、更なる高等学校教育の質の向上を目指し、より一層、多様かつ高度な教育機会の確保を図っていくことが求められている。
- 一方、高等学校においても、不登校生徒数は毎年約6万人程度存在するとともに、1万人を超える病気を理由とした長期欠席者<sup>2</sup>が高等学校に在籍するなど、特別な支援が必要な生徒も存在しており、不登校生徒や療養中の生徒、障害のため通学して教育を受けることが困難な生徒に対して、それぞれの学習ニーズに応じたきめ細かい対応を図ることも必要である。
- 他方、近年は、世界の有名大学の講義がインターネット上で公開され、無料で受講可能な仕組みであるMOOC<sup>3</sup>や、いわゆる反転授業などICTを活用した新たな取組も国内外で進展するとともに、タブレットや電子黒板等を活用した新たな学習方法の導入が進む中で、我が国のICTを活用した高等学校教育の在り方も大きな変革が求められようとしている。

### 2. 現行制度

- 全日制課程及び定時制課程の高等学校においては、通学による教育が前提となっており、当該高等学校における遠隔教育については、担当教諭の指導の下で行う場合を除き、原則として認められていない。

<sup>1</sup> 学校基本調査及び国立社会保障・人口問題研究所の推計（出生中位・死亡中位）では、15歳人口が平成26年に約118万人であるものが、平成40年には約99万人、平成54年には75万人に減少することが見込まれている。

<sup>2</sup> 文部科学省 平成25年度速報値 「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」

<sup>3</sup> Massive Open Online Course の略で、インターネット上で公開され、無料で世界の有名大学の授業が受講可能な仕組み。

- 一方で、①教育課程に関し改善に資する研究を行うために特に必要がある場合（研究開発学校）や、②地域の実情に照らし、より効果的な教育を実施するため、当該高等学校又は当該地域の特色を生かした特別の教育課程を編成して教育を実施する必要がある場合（教育課程特例校）、③不登校生徒など特別な事情を抱える生徒に対し、その実態に配慮した特別の教育課程を編成することが必要な場合においては、これらの特例制度を活用することで、遠隔教育を実施することは可能となっている。
- なお、通信制課程においては、添削指導、面接指導及び試験の方法により行うものとされており、添削指導についてはインターネット等の活用が可能とされている。また、面接指導についても、学校が指導計画に、各教科・科目又は特別活動について、計画的かつ継続的に行われるメディア学習を取り入れた場合で、生徒がこれらの方法により学習し、報告課題の作成等により、その成果が満足できると認められるときは、各教科・科目の面接指導の時間数のうち、メディアごとにそれぞれ10分の6以内の時間数を免除することが可能となっている<sup>4</sup>。

### 3. 遠隔教育に関する各種提言

- 高等学校における遠隔教育の導入については、これまでも様々な報告書等において提言されてきたところである。
- 「IT利活用の裾野拡大のための規制制度改革の集中アクションプラン」（平成25年12月）において、高等学校における遠隔授業の正規授業化に向けて実践事例の収集・検討を行うとともに、有識者会議を設け、ITを活用した遠隔教育の有効性や課題、その対応策について検討を行う旨が記載されている。
- また、「中央教育審議会初等中等教育分科会高等学校教育部会 審議まとめ」（平成26年6月）においても、高等学校教育の質の確保・向上を図る観点から、全日制課程等において、ICT等を活用した学習効果を高めるための遠隔教育の実施に向けた検討の必要性について記載している。
- 「ICTを活用した教育の推進に関する懇談会 報告書（中間まとめ）」（平成26年8月）においても、研究開発学校における遠隔教育の研究の動向や検証等を踏まえ、必要に応じて制度改正について検討することが求められている。

### 4. これまでの取組

#### （1）高等学校における取組

- 北海道では、平成25年度より、研究開発学校制度を活用し、遠隔教育の在り方について実証的研究を実施している。また、長崎県においても現行制度の枠内で遠隔教育に関する研究を実施している。さらに、一部の通信制課程の高等学校においては、面接指導の一部免除の仕組みを活用して、インターネット等を活用した遠隔教育を導入している事例もある。

<sup>4</sup> ただし、免除する時間数は、合わせて10分の8を超えることはできない。

- 本検討会議では、これらの実践事例についてヒアリングを実施した。その中で示された効果としては、以下の事項が挙げられた。
  - ・ 小規模な学校でも幅広い科目を設置することが可能となること。
  - ・ 他教科への支援による改善の視点の気づきや新たな学習形態の導入による教員の資質向上を図ることが可能となること。
  - ・ オンデマンド型の授業を実施している通信制課程の高等学校では、学校に通いづらい生徒も、授業やホームルームが受けられること。
  - ・ 学校に対しての心理的距離を近づけられること。
- 一方、課題としては以下の事項が挙げられた。
  - ・ 配信側だけではなく受信側にも授業をサポートする人員が必要となること。
  - ・ 教員の新たな負担が生じること。
  - ・ 高等学校教育で大きな役割を果たす集団活動が不十分となる可能性があること。
  - ・ 音声・画像の不良や乱れなどシステム機器上の不具合が生徒の集中力に影響すること。
  - ・ 学習評価の在り方について留意が必要であること。

## (2) 大学等における取組

- 通学制の大学においては、卒業に必要な単位数124単位のうち、60単位を上限として、メディアを利用した授業<sup>5</sup>（インターネット等による授業を含む）による単位修得が可能となっている。また、通信制の大学においては、124単位全てをインターネット等による授業により修得可能であり、実際に一部の大学においては、インターネット等による授業のみで教育課程が編成されている。
- また、高等専門学校においても、大学と同様、遠隔教育の導入が可能となっているが、大学と連携して、正規の科目による単位互換を、遠隔教育によって実現している事例もある。
- ヒアリングを行った事例の中では、以下の効果や留意点等が挙げられた。
  - ・ 土日や夜間でも受講可能であり社会人が多く学んでいること。
  - ・ 海外在住者でも受講可能であること。
  - ・ 高等専門学校においては、スポーツ工学や気象学など所属する学校にない大学の授業を遠隔授業で受講するなど、学習機会の確保につながっていること。
  - ・ 音声の質が下がると満足度が下がること。
  - ・ オンデマンド型の場合には配信期間に一定の区切りを設ける必要があること。
  - ・ 30人程度の集団にコーチを1名配置することで、退学者を減らすことが可能であること。
  - ・ 継続した受講を促す必要もあること。

<sup>5</sup> 大学設置基準（昭和31年文部省令第28号）第25条第2項に基づき、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる授業。

## 高等学校・大学における遠隔教育の取扱い（現行制度）

### ○高等学校（全日制・定時制）

- ・原則不可。
- ・但し、担当教諭の立ち会いの下で行う場合や、以下の場合に限り可能。
  - ①研究開発学校
  - ②教育課程特例校
  - ③不登校生徒に対しその実態に配慮した特別の教育課程を編成する場合

### ○高等学校（通信制）

- ・インターネット等を通じた添削指導は可能。
- ・面接指導は一部免除。

（面接指導において、各メディア(ラジオ放送、テレビ放送その他)ごとにそれぞれ 10 分の 6 以内の時間数を免除可能。ただし、免除する時間数は、合わせて 10 分の 8 以内。）

### ○大学（通学）

- ・卒業要件として修得すべき 1 2 4 単位中 6 0 単位についてメディアを利用した授業により修得可能。

### ○大学（通信）

- ・卒業要件として修得すべき 1 2 4 単位の全てについてメディアを利用した授業により修得可能。

※大学については、メディアを利用した授業を実施するにあたり、告示<sup>※1</sup>で次の点を要件としている。

#### ◆同時双方向型

- ・授業を行う教室等以外の教室、研究室又はこれらに準ずる場所において履修させるものであること。
- ・また、通知<sup>※2</sup>において次の点に配慮するよう周知。

ア．学生の教員に対する質問機会の確保。

イ．画面では黒板の文字が見づらい場合のプリント教材等の事前準備。

ウ．受信側の教室等に、必要に応じシステム管理の補助員やティーチング・アシスタントを配置。

エ．受講者数が過度に多くならないようにすること。

#### ◆オンデマンド型

- ・毎回の授業の実施にあたって、直接対面すること又は電子メール等の利用により、教員や補助者が設問解答、添削指導、質疑応答等による指導を併せ行うこと。
- ・大学のホームページに掲示板を設ける等、学生の意見交換の機会を図ること。

※1 大学設置基準第二十五条第二項の規定に基づき、大学が履修させることができる授業について定める件（平成13年文部科学省告示第51号）

※2 大学設置基準の一部を改正する省令の施行等について（平成13年3月30日付け12文科高第346号文部科学事務次官通知）

## 第2章 高等学校における遠隔教育の今後の在り方

### 1. 改革の方向性

- 第1章で掲げた高等学校教育を取り巻く状況の変化や遠隔教育を導入すべきとする各種提言等がある中で、既に、全日制課程の高等学校において進められている研究事例においても一定の効果が見られることや、通信制課程の高等学校においてメディアを利用した授業が認められていること、通学制の大学においても一部導入が認められていること、これらの実践事例において一定の課題が挙げられていること等を総合的に踏まえ、全日制課程及び定時制課程の高等学校においても、一定の要件の下で、遠隔教育の導入を認めることが適当である。
- その際には、今回の改革が下記の目的・意義にも示すとおり、離島等における教育機会の確保や、多様かつ高度な教育に触れる教育機会の提供等を通じて、高等学校教育の質の向上を目指すものであることを十分踏まえ、安易に遠隔教育を導入することなどによりその質の低下を招くことのないよう留意することが必要である。
- 一方で、既にインターネット等を活用した授業が一部認められている通信制課程については、これまでの制度改正で弾力化が図られてきているところであるが、例えば、面接指導の更なる免除など、現行制度以上の弾力化を図ることは、高等学校段階の生徒の特性に鑑みると、高等学校教育の質の確保の観点から課題が多いことから、今回の改革に際しては、現行制度を維持することとする。
- なお、中等教育学校後期課程及び特別支援学校高等部についても、高等学校の対応を踏まえた遠隔教育の導入が必要である。

### 2. 遠隔教育の導入の目的・意義

- 全日制課程及び定時制課程の高等学校における遠隔教育の導入の目的・意義としては、①離島・過疎地等の生徒に対する教育機会の確保、②多様かつ高度な教育に触れる機会の提供、③不登校や療養中など特別な支援が必要な生徒に対する個別学習ニーズへの対応が挙げられる。

#### (1) 離島・過疎地等の生徒に対する教育機会の確保

- 離島や過疎地等においては、少子化や過疎化が進展する中で、各教科・科目等の専門知識を有する教員を十分に確保できない事例も生じているところであり、その教育の機会確保を図ることは喫緊の課題となっている。
- このような中、遠隔教育を導入することで、場所を問わず、離島や過疎地等における高等学校においても、各教科・科目等の専門的な知識を有する教員による多様かつ高度な教育を受けることが可能となる<sup>6</sup>。

<sup>6</sup> 在外教育施設の高等部においても教員の確保等に課題があることから、遠隔教育の導入が、教育機会の確保に資することが期待される。



## (2) 多様かつ高度な教育に触れる機会の提供

- 高等学校の進学率上昇に伴い、生徒の能力、適性、興味・関心、進路希望等が多様化するとともに、各学校の特色化が進められる中で、今後はより一層、多様かつ高度な教育の実現に向けて、きめ細かい対応を行うことが求められている。
- 例えば、総合学科においては、多様な選択科目を開設することで、生徒の個性を生かした主体的な選択が可能となっているが、これらの学校においても、遠隔教育を導入することで、他地域の様々な専門性のある教員から学ぶ機会を得ることができるなど、より多様な学習機会を得ることが可能となる。
- また、大学や海外にいる教員等から、より多様かつ高度な教育を受けることも可能となる。さらに、遠隔教育を活用した教育を受けることにより、将来にわたってその経験が生きるなど、生涯学び続ける姿勢を培う面でも重要な役割を果たすことも考えられる。

## (3) 不登校や療養中など特別な支援が必要な生徒に対する個別学習ニーズへの対応

- 高等学校に在籍する生徒の中には、学校生活への適応が困難である不登校生徒や、療養中の生徒、障害のため通学して教育を受けることが困難な生徒がいるが、これらの生徒の個別の学習ニーズへきめ細かく対応していくことが必要である。
- このような生徒に対しても、遠隔教育を導入することで、学校生活への適応が困難である生徒や、療養中の生徒、障害のため通学して教育を受けることが困難な生徒が、自宅や病院など学校以外の場所において、受講可能な時間帯を選択しながら、授業を受けるなど、それぞれの学習ニーズに応じたきめ細かい教育を受ける機会を確保することが可能となる。

## 3. 遠隔教育の定義・分類

- 遠隔教育の定義・分類について、本報告では、以下の整理によることとする。

### (1) 同時双方向型（双方向（同期型）、別空間）

- 学校から離れた空間へ、インターネット等のメディアを利用して、リアルタイムで授業配信を行うとともに、質疑応答等の双方向のやりとりを行うことが可能な方式である。

### (2) オンデマンド型（一方向（非同期型）、別空間）

- 別の空間・時間で事前に収録された授業を、学校から離れた空間で、インターネット等のメディアを利用して配信を行うことにより、視聴したい時間に受講をすることが可能な方式である。

#### 4. 具体的な要件

- 全日制課程及び定時制課程の高等学校で遠隔教育を導入する際の具体的な要件としては、「同時双方向型」や「オンデマンド型」などの授業形態、修得単位として認める時間数や範囲などの教育課程、配信側・受信側双方の教職員や教科書・教材、評価の取扱いなどが挙げられる。

##### (1) 授業形態

- 授業形態のうち、「同時双方向型」については、教師との対面を通じた触れ合いや、生徒同士の集団活動等、高等学校教育としての機能も果たすことが認められることから、下記(2)から(5)までに掲げる要件を満たした場合において、その導入を認めることとする。
- この場合、当該授業の配信は、受信側の高等学校に対して行うものとし、特別な事情があり、かつ、教育上支障がない場合は、他の学校等の施設等を使用することができることとする。
- 一方、「オンデマンド型」については、高等学校教育が教師との対面を通じての触れ合いや生徒同士の集団活動が極めて大切であること、十分なサポート体制を得にくいことも考えられることから、当面は、現在認められている不登校生徒への特例に加え、療養中の生徒や、障害のため通学して教育を受けることが困難な生徒に対して認めることにとどめることとする。その際、不登校生徒への特例と同様、添削指導の回数や面接指導の単位時間の取扱いなど、通信制課程の高等学校に関する規定に準じて、通信の方法を用いた教育を実施することとする。なお、今後、実践事例等を踏まえながら、更なる対象範囲の適用について慎重に検討を行うこととする。

##### (2) 教育課程

- 各教科・科目において遠隔教育を認める時間数については、通信制課程の高等学校において、面接授業についても一部免除が認められているものの、高等学校段階においては、生徒の発達段階等から見て教師と生徒の直接の対面を通じての触れ合いが重要であるとの考えの下、各教科・科目ごとに、一定時間は直接対面による授業が必要とされていることや生徒指導上の観点を踏まえ、全日制課程及び定時制課程の高等学校において遠隔教育を行う場合であっても、通信制課程の高等学校と同様に、直接対面による授業を一定時間行うこととする。
- その際、各教科・科目ごとに必要とする直接対面による授業の時間数については、各教科・科目の特性に応じ、通信制課程において示されている時間数を参考としつつ、設定するものとする。
- また、全体の修得単位の中で遠隔教育を認める範囲については、通学制の大学が卒業に必要な単位数124単位のうち半分以下である60単位を上限としていること

や、高等学校において既に認められている学校外学修の単位認定の仕組みが最大36単位となっていること等を踏まえ、高等学校において必要な修得単位である74単位の半分以下である36単位を上限として認めることとする。

### (3) 教職員

- 配信側の教員については、直接対面する授業形態と同様の取扱いとすることが適当であることから、当該教科の免許状を保有するとともに、兼務や非常勤なども含め、当該高等学校の教員の身分を有する者とする<sup>7</sup>。
- 受信側の学校においては、授業をサポートする者を配置することとする。この場合、高等学校段階の生徒の特性に鑑み、机間巡視や安全管理を行う観点から、当該高等学校の教員であることが望ましい。当該教員については、配信側に当該教科の免許状を有した教員がいることから、当該教科の免許状保有の有無は問わない。なお、必要に応じ、授業をサポートする者は、当該高等学校の教員に準じる者も可能とする。
- また、配信側・受信側双方に、ICT支援員などの技術的なサポートができる人材を配置することが望ましい。

### (4) 教科書・教材

- 教科書・教材の取扱いについては、直接対面で行う授業と同様とする。

### (5) 学習評価

- 学習評価については、配信側の教員が行うこととする。
- ただし、配信側の教員が、遠隔地にいる生徒の意欲・関心・態度まで含めた評価を行うにあたっては、一定の制約が生じる場面も想定される。
- このような観点から、今回の遠隔教育の導入が、直接対面による授業と同等の位置づけになることを踏まえ、必要に応じ、以下の工夫を図ることが必要である。
  - ・ 配信側・受信側双方で、事前・事後も含め、十分に連携を図りながら進めること。
  - ・ 受信側で授業をサポートする者の意見を参考とすること。
  - ・ 生徒の理解度等を確認するため、レポート課題等を課すこと。
  - ・ 配信側の教員が受信側の生徒の様子を適切に把握するため、受信側で授業をサポートする者によるきめ細かい映像・音声の配信を行うことや状況を伝達すること、より明確に受信側の状況が把握できる設備の導入を図ること。
- また、試験については、配信側の教員が試験中、同一空間にいることまでは求めないが、当該高等学校の教員の監督の下で行うこととする。

---

<sup>7</sup> 遠隔教育を導入することで、育児や介護など様々な理由により学校で教えることが困難な状況にある教員も、必要な手続を経た上で自宅等において、配信側の教員として授業を行うことが可能となる。

## 5. 導入にあたっての留意点

### (1) 共通事項

- 同時に授業を受ける受講生徒数については、直接対面で行う場合と同様、原則として40人以下<sup>8</sup>とすることが必要である。この場合、受信側が複数にわたる場合には、40人以下であっても、配信側の教員が、生徒との間で十分に質問等のやりとりを行うとともに、適切に学習評価を行うことができる環境であることが必要である。
- 授業中やそれ以外の時間を通じて、生徒が教員に対して質問をする機会を確保することが必要である。
- 特に音声に通じないと、授業の質が著しく低下することから、音声が確実につながるようにすることが必要である。また、生徒の集中力を確保するため、映像や指導方法などに一定の変化を付けることが有効である。
- 家庭や理科など実験・実習のある教科や、保健体育など実技のある教科については、その性質も踏まえながら、遠隔教育の導入の範囲について検討する必要がある。また、導入する場合には、各学校の責任の下、生徒等の安全を十分に確保するとともに適切に学習評価を行うことができる体制を整える必要がある。
- 遠隔教育を実施するにあたっては、これまでの直接対面の授業を再現するだけでなく、授業の在り方を再構築することも求められる点や、配信側と受信側で授業をサポートする者の連絡調整など、直接対面以上の授業準備を要する点に留意が必要である。
- 遠隔教育を導入するにあたっては、配信側の教員だけでなく、受信側で授業をサポートする者や、ICT機器の管理・運用等について技術的にサポートする者を配置するなど、教職員体制を整える必要がある。
- 事前の教材配布や、質問等の教師と生徒のやりとり、生徒同士の交流を円滑に行うため、LMS（ラーニング・マネジメント・システム）を導入することは有効である。
- 授業の実施においては、直接対面の授業と同様、学習の質や深まりを重視する観点から、課題の発見と解決に向けて主体的・協働的に学ぶ学習（いわゆる「アクティブ・ラーニング」）を充実させるよう、学習・指導方法上の配慮が必要である。
- 学習評価にあたっては、直接対面の授業と同様、高等学校において身に付けるべき資質・能力が備わっているかどうかを測ることが必要である。

---

<sup>8</sup> 高等学校設置基準（平成16年文部科学省令第20号）第7条では、「同時に授業を受ける一学級の生徒数は、40人以下とする。ただし、特別の事情があり、かつ、教育上支障がない場合は、この限りでない。」と規定されている。

## (2) 同時双方向型の条件・留意点

- 配信側の教員と受信側で授業をサポートする者の間で、事前にどのような形で授業を進めるのか等について、密接にコミュニケーションを取ることが必要である。
- 配信側の教員から受信側のカメラを自由に動かしたり、受信側で授業をサポートする者が教室内の映像・音声の配信や状況を伝達したり、状況を録画したりするなど、配信側の教員が受信側の状況を把握できるようにすることは有効である。

## (3) オンデマンド型の条件・留意点

- 毎回の授業の実施にあたっては、直接対面すること又は電子メール等の利用により、教員や補助者が設問回答、添削指導、質疑応答等の指導を行うことが必要である。
- 継続した受講を促すために、教職員が生徒の状況に応じて生徒と直接対面することなど、在籍する学校側から適時連絡をとることが望ましい。
- 授業の配信を行う際に、授業の進度を揃えるため、出席と見なす履修期間を一定期間で区切る（例えば一週間単位など）ことは有効である。

## **第3章 推進方策**

- 第2章で掲げた方針の下、全日制課程及び定時制課程の高等学校における遠隔教育の普及・推進を図るため、今後、国、都道府県等の設置者において、以下に掲げる取組を行っていくことが必要である。
- 現行の規定では、全日制課程及び定時制課程において遠隔教育を行うことが前提となっていないことから、本提言を踏まえ、遠隔教育に関する規定の明確化を図るとともに、単位の認定についてなど必要な制度改正を速やかに行うことが必要である。
- 全日制課程及び定時制課程の高等学校等において、ICTを活用した学習効果を高める遠隔教育の導入を進めるため、遠隔教育を先導的に導入する高等学校における効果的な教育活動の在り方等について、調査研究を実施することなどを通じて、その普及・推進を図ることが必要である。併せて、その実践事例について検証することを通じて、必要に応じ、改善を図っていくことも求められる。
- 遠隔教育の導入にあたっては、配信側の教員に加え、受信側で授業をサポートする者や、技術面でサポートする者を確保することが必要となる。このため、各高等学校において受信側で授業をサポートする者を確保するとともに、ICT支援員を効果的に配置するなど、その体制の構築を図ることが必要である。特に、配信側又は受信側で授業を担当する教員には、これまでの業務に加え、授業や学習評価、事前調整等を行う必要があることから、職員間の役割分担や必要な人員の確保など、学校全体の教職員体制を整えることが求められる。

- また、遠隔教育を実施するにあたっては、各教室への安定したネットワーク環境の確保や情報セキュリティ面での配慮などICT環境の整備は欠かせない。このため、遠隔教育を導入する高等学校においては、音声や映像を円滑にやりとりするためのICT機器やネットワーク環境の整備を図ることが必要である。その際は、一定の質を確保することを前提とした上で、費用面にも配慮した適切な設備・システム等を活用することが重要である。
- 遠隔教育の導入により、板書の在り方や教材の取扱いも含め、従来の直接対面による授業とは異なる教育方法も求められる。今後、上記に掲げた調査研究や実践事例等を通じて、普及事例等を推進していくことが必要である。併せて、教員養成や研修などについても充実を図っていくことが必要である。特に、遠隔教育の導入にあたっては、授業の在り方の再構築が求められることから、遠隔教育に係る指導方法や機器の有効な活用方策等について、研修を行っていくことが必要である。
- なお、現在、同時双方向型の授業においては、一定の条件の下で、公表された著作物を権利者の許諾なく利用することが可能となっているが、オンデマンド型についてはその対象となっていない<sup>9</sup>。今後、遠隔教育における著作物の利用の円滑化に必要な取組について検討が行われることが望まれる。

## **おわりに**

- 本文でも述べたように、遠隔教育の導入の目的は、高等学校教育の可能性を広げ、質の向上を目指すものであり、音声・映像等が明らかに不十分な設備で実施したり、教職員の数を減らすなど、本来の目的に反するような安易な導入により、その質の低下を招くことがあってはならない。
- そのため、導入にあたっては、都道府県、市町村、学校法人等の設置者や、高等学校の関係者の十分な理解の下、その実施体制や設備などの環境を整えることで、多様かつ高度な教育機会の提供を図っていくことが必要である。
- 今後、高等学校段階における教育の質を確保する観点から、遠隔教育の導入の状況を踏まえ、不断に検証を行っていくとともに、その検証結果や高等学校段階における教育の質を確保する観点及び情報を取捨選択する能力を育成することの重要性も踏まえながら、必要に応じ、同時双方向型における直接対面授業の位置づけやオンデマンド型の扱い等、通信制課程も含めた遠隔教育の在り方について、更なる改善を図っていくことが求められる。

<sup>9</sup> 著作権法（昭和45年法律第48号）第35条第2項において、「公表された著作物については、前項の教育機関における授業の過程において、当該授業を直接受ける者に対して当該著作物をその原作品若しくは複製物を提供し、若しくは提示して利用する場合又は当該著作物を第三十八条第一項の規定により上演し、演奏し、上映し、若しくは口述して利用する場合には、当該授業が行われる場所以外の場所において当該授業を同時に受ける者に対して公衆送信（自動公衆送信の場合にあつては、送信可能化を含む。）を行うことができる。ただし、当該著作物の種類及び用途並びに当該公衆送信の態様に照らし著作権者の利益を不当に害することとなる場合は、この限りでない。」こととされている。

## 參考資料

## 高等学校における遠隔教育の在り方について（報告）

（平成26年12月8日 高等学校における遠隔教育の在り方に関する検討会議）概要

### 1. 検討の背景

#### <高等学校教育を取り巻く状況の変化>

- 少子高齢化に伴い、特に離島や過疎地などにおいて、各教科・科目等の専門知識を有する教員を十分に確保できない事例など教育機会の確保が必要
- 高等学校の生徒の能力、適性、興味・関心、進路希望等が多様化する中で、より一層多様かつ高度な教育機会の確保が必要
- 不登校生徒や療養中の生徒、障害のため通学して教育を受けることが困難な生徒に対するきめ細かい対応が必要
- MOOC や反転授業等 ICT を活用した新たな取組の進展、タブレット等新たな学習方法の導入

#### <現行制度>

- 全日制・定時制課程においては原則不可

#### <遠隔教育に関する各種提言>

- 「IT利活用の裾野拡大のための規制制度改革の集中アクションプラン」(平成25年12月 高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部決定)において、高等学校における遠隔授業の正規授業化に向けて検討することについて提言

### 2. 高等学校における遠隔教育の今後の在り方

#### <遠隔教育の導入の目的・意義>

- 離島・過疎地等の生徒に対する教育機会の確保
- 多様かつ高度な教育に触れる機会の提供
- 不登校や療養中など特別な支援が必要な生徒に対する個別学習ニーズへの対応

#### <改革の方向性>

- 全日制・定時制課程において、一定の要件の下、遠隔教育を導入

#### 【具体的な要件】

- ・原則として同時双方向型  
(特例としてのオンデマンド型は、不登校生徒に加え、療養中の生徒等も対象)
- ・74単位のうち36単位を上限として可  
(ただし、各科目の単位修得にあたっては一部、直接対面による授業の実施)
- ・配信側の教員は担当教科の免許保持者であり、かつ受信側の高等学校に属する教員 等

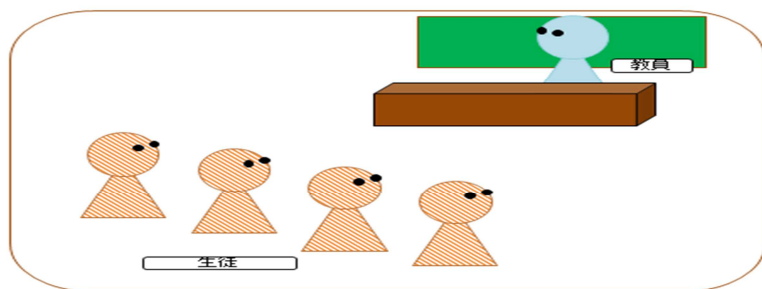
### 3. 推進方策

- 遠隔教育に関する規定の明確化など必要な制度改正の実施
- 遠隔教育を先導的に導入する高等学校における調査研究の実施
- 受信側で授業をサポートする者の確保や、ICT 支援員の効果的な配置など実施体制の構築
- ICT 機器やネットワーク環境の整備
- 遠隔教育に係る指導方法や機器の有効な活用法策等について研修の実施



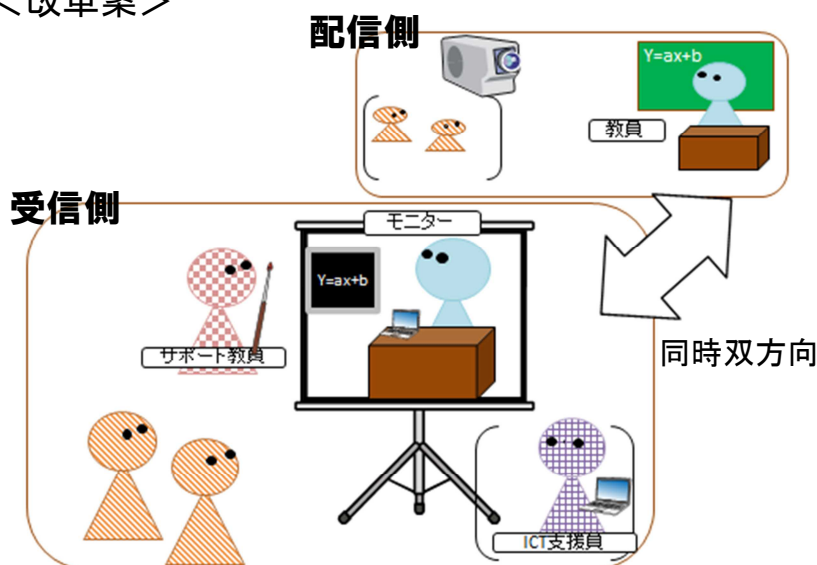
# 全日制・定時制高等学校における遠隔教育の導入イメージ

## <現行>



全日制・定時制課程における遠隔授業については、担当教諭の指導の下で行う場合を除き、原則として認められていない。

## <改革案>



同時双方向型(双方向・同期・別空間)については、以下の要件を満たす場合、正規の授業として認める。

### 【要件】

- ①教育課程
  - ・74単位のうち、36単位を上限
  - ※ただし、科目ごとに、一部、直接対面による授業を実施。
- ②配信側の教員
  - ・担当教科の免許保持者かつ受信側高校に属する教員
  - ※受信側は、原則として当該高校の教員(担当教科外でも可)の立会いの下で実施
- ③教科書・教材
  - ・現行と同様
- ④評価
  - ・評価者は配信側の教員

### 【留意点】

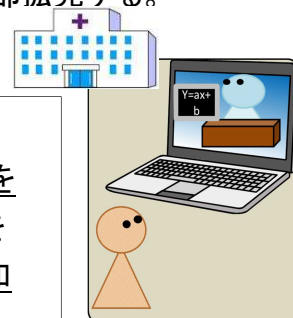
- ・可能な範囲でICT支援員等の技術面でのサポート人材を配置
- ・画面では見づらい場合のプリント教材等の事前準備
- ・生徒の質問機会の確保、受講生徒数の規模適正化(原則、40人以下で適切に学習評価を行うことが可能な環境)等

オンデマンド型(一方向・非同期・別空間)についても、現行の不登校特例を一部拡充する。

### 現行の不登校特例制度

高等学校の全日制・定時制課程における不登校生徒を対象として、通信の方法を用いた教育により、36単位を上限として単位認定を行うことが可能。

療養中の生徒及び障害のため通学して教育を受けることが困難な生徒を新たに対象範囲として追加



※同時双方向型：学校から離れた空間へ、インターネット等のメディアを利用して、リアルタイムで授業配信を行うとともに、質疑応答等の双方向のやりとりを行うことが可能な方式  
 オンデマンド型：別の空間・時間で事前に収録された授業を、学校から離れた空間で、インターネット等のメディアを利用して配信を行うことにより、視聴したい時間に受講をすることが可能な方式。

高等学校における遠隔教育の在り方に関する検討会議  
これまでの審議の経過

第1回：平成26年7月4日（金）

- (1) 高等学校における遠隔教育の現状等について
- (2) その他

第2回：平成26年7月17日（木）

- (1) 北海道有朋高等学校、礼文高等学校の取組について  
長崎県鳴滝高等学校、長崎県教育委員会の取組について  
早稲田大学の取組について
- (2) その他

第3回：平成26年9月9日（火）

- (1) NHK 学園高等学校の取組について  
国立高等専門学校機構の取組について  
慶應義塾大学の取組について
- (2) その他

第4回：平成26年10月14日（火）

- (1) 高等学校における遠隔教育の在り方に関する報告書骨子案について
- (2) その他

第5回：平成26年11月10日（月）

- (1) 高等学校における遠隔教育の在り方に関する報告書（案）について
- (2) その他

第6回：平成26年12月8日（月）

- (1) 高等学校における遠隔教育の在り方に関する報告書（案）について
- (2) その他

## 高等学校における遠隔教育の在り方に関する検討会議について

平成26年6月19日  
初等中等教育局長決定

## 1. 趣旨

通学型の高等学校である全日制・定時制課程における遠隔授業については、通学による教育が前提となっており、担当教諭の立ち会いの下で行う場合や教育課程の特例措置を活用する場合を除き、原則として認められていない。

一方、今後、少子化や過疎化が進行し、ICT技術が発展していく中で、高等学校における遠隔教育の在り方を検討することは、今後の我が国の高校教育の在り方を考えて行く上でも重要である。

「IT利活用の裾野拡大のための規制制度改革の集中アクションプラン」（平成25年12月IT総合戦略本部決定）においても、高等学校における遠隔授業の正規授業化に向けた検討を進めることとされたことを踏まえ、ITを活用した遠隔教育の有効性や課題、対応策等について検討を行う。

## 2. 検討事項

## (1) 高等学校における遠隔教育について

- ・遠隔教育の導入に当たっての基本的考え方
- ・研究開発学校等や他の学校種（大学等）における遠隔教育の実態把握
- ・遠隔教育の有効性と課題の整理（例：指導や評価など教育手法の在り方、ICT機器等の教育環境の在り方 等）
- ・高校教育における遠隔教育の今後の在り方

## (2) その他

## 3. 実施方法

- ・別紙の学識経験者等の協力を得て、上記の検討を行う。
- ・必要に応じて別紙以外の関係者にも協力を求めることができる。

## 4. 実施期間

平成26年6月19日～平成27年3月31日

5. この検討に関する庶務は、生涯学習政策局情報教育課、初等中等教育局教育課程課の協力を得て、初等中等教育局初等中等教育企画課教育制度改革室において行う。

6. 生涯学習政策局の運営するICTを活用した教育の推進に関する懇談会とも連携を図るものとする。

(別紙)

## 高等学校における遠隔教育の在り方に関する検討会議委員名簿

(◎…座長、○…副座長)

- ◎ 赤堀 侃司 白鷗大学教育学部長・教授
- 安彦 忠彦 神奈川大学特別招聘教授
- 荒瀬 克己 大谷大学文学部教授
- 梅原 哲 東京都立武蔵野北高等学校校長
- 香山 瑞恵 信州大学学術研究院工学系教授
- 向後 千春 早稲田大学人間科学学術院教授
- 國領 二郎 慶應義塾大学総合政策学部教授
- 西野 和典 九州工業大学大学院情報工学研究院教授
- 林田 和喜 長崎県教育庁総務課県立学校改革推進室長
- 東原 義訓 信州大学学術研究院教育学系教授
- 平方 邦行 工学院大学附属中学高等学校校長
- 村田 尋如 北海道有朋高等学校校長
- 門馬 誠 東京都立砂川高等学校通信制課程副校長
- 山口 しのぶ 東京工業大学学術国際情報センター教授

(五十音順・敬称略 計14名)  
(平成26年11月10日現在)